

第1章 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

I 特別支援教育の理念

1 特殊教育から特別支援教育、そして共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築へ

(1) 国内の状況

① 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）

「21世紀の特殊教育の在り方～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」（平成13年1月：21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議）、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月：特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議）が出され、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育への転換、特別支援教育の基本的な考え方等が示された。

これらの経過を踏まえ、中央教育審議会は初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、特別支援教育の推進に係る学校制度の在り方等について審議を進め、平成17年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」を取りまとめた。本答申では、現状と課題、特別支援教育の理念と基本的な考え方、盲・聾・養護学校制度、小中学校における制度、教員免許制度等の見直しについて述べられている。

② 学校教育法等の一部改正

平成17年4月の発達障害者支援法の施行に伴い、「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」が出され、この通知の中で、文部科学省は、平成19年度までを目途に、すべての小学校等の通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整備することを目指すとしている。

平成18年、学校教育法の一部改正が行われ、平成19年4月から施行された。本改正により、法令上これまでの「特殊教育」は「特別支援教育」となり、障害のある幼児児童生徒が在籍するすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、特別支援教育を行うことが規定された。

改正学校教育法の概要は、①盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に一本化すること（72条）、②特別支援学校においては、在籍する児童生徒等への教育を行うほか、要請に応じて、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言又は援助を行うよう努めること（74条）、③幼稚園、小中学校、高等学校等においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な教育を行うこと、特殊学級を特別支援学級とすること（81条）などである。

平成19年4月、改正学校教育法の施行に伴い、「特別支援教育の推進について（通知）」が出され、特別支援教育の理念や校長の責務、特別支援教育を行うための体制の整備や必要な取組等が示された。

③ 障害者の権利に関する条約の批准と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けた動き

平成18年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成19年9月に我が国が署名した。この条約で、インクルーシブ教育システムを確保するとし、その目的として①人間の潜在能力等の十分な発達、人権や人間の多様性等の尊重の強化、②障害者の能力等の最大限度までの発達、③障害者の自由な社会への効果的参加の3点を挙げている。さらに、確保すべき事項として、障害者が教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において他の者と平等に初等中等教育を受けられること、必要とされる合理的配慮が提供されることなどが示された（24条）。その後、国は批准に向け、国内制度の整備を進めた。

平成23年に、障害者基本法が改正され、この中で、障害者の教育については、①障害者が、その年齢・能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること、②この目的を達成するため、障害者である児童生徒・保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重すること、③交流及び共同学習を積極的に進めることによって、相互理解を促進すること等が、国・地方公共団体の義務として位置づけられた（第16条）。

これらを踏まえ、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会での議論の結果が、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」としてまとめられ、公表された。

この報告では、①共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、②障害のある子どもの就学相談・就学先決定の在り方、③障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と基礎的環境整備、④多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、⑤教職員の専門性の向上等について示され、インクルーシブ教育システムについては、「同

じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である」とされた。

さらに、インクルーシブ教育システム構築のために、特別支援教育は不可欠のものであり、①医療、保健、福祉、労働等との連携の強化と社会全体の様々な機能の活用、②地域の同世代の子どもや人々との交流等、可能な限り共に学ぶことができるように配慮すること、③周囲の人々の障害者理解の推進の3点に基づき発展させる必要があるとされ、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」が最も本質的な視点である、ということが示された。

その後、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」と記す）」が制定され、平成28年4月から施行されることにより、学校における障害者に対する差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務づけられることとなった。また、同年9月には、学校教育法施行令が一部改正され、就学制度がインクルーシブ教育システムに応じた仕組みに改められた。これら一連の制度の改正を踏まえ、平成26年1月に我が国は、「障害者の権利に関する条約」の批准に至った。

障害者の権利条約に批准した我が国は、「障害者差別解消法」を受けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」、事業者が適切に対応するために必要な方針である「対応方針」、職員が適切に対応するために必要な要領である「対応要領」の策定に取り組むこととなった。そして、平成27年2月24日、内閣府から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が示された。その基本方針を受けて、関係府省庁における「対応指針」や「対応要領」が示された。文部科学省関係では、平成27年11月に、文部科学省所管事業分野における「対応指針」が策定、続いて平成27年12月に「職員対応要領」が策定された。そして、平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」は、令和3年に改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されることになり、「改正障害者差別解消法」は令和6年4月1日に施行された。

④ 教育要領、学習指導要領の改訂

平成28年12月、中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が出され、学習指導要領改訂の基本方針が示された。

それを受け、平成29年3月に、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が告示され、平成29年4月には、特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領が告示された。また、高等学校学習指導要領が平成30年3月に、特別支援学校高等部学習指導要領が平成31年2月にそれぞれ告示された。特別支援教育に関するそれぞれの主な改訂のポイントは以下のとおりである。

＜幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領＞

○個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが規定された。

○特別支援学級や通級による指導における教育課程の編成の基本的な考え方について規定された。

○特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成し、効果的に活用することが規定された。また、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒についても個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることが規定された。

○個々の児童生徒の学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが各教科等において規定された。

○交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが規定された。

＜特別支援学校幼稚部教育要領、小学部学習指導要領、中学部学習指導要領、高等部学習指導要領＞

○子供たちの学びの連続性を確保する視点から、「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い」について、当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標・内容に替えたりすることができること等が規定された。また、高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができるとされている。

○知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づき整理された。

その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実させることが規定された。

・中学部に2つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実させることが規定された。

- ・小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることが規定された。
 - ・知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定された。
 - ・特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成する者については、高等学校学習指導要領第２章に示す各教科・科目・中学校学習指導要領第２章に示す各教科又は小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れるものとする示されている。
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実させることが規定された。また、高等部においては、特に必要がある場合には、教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる示されている。
- 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
- 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
- 【肢体不自由】 体験的な活動を通した的確な言語概念等の形成
- 【病 弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」等が規定された。
- 卒業後の視点を大切にしたいカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことが規定された。
- 幼稚園、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることが規定された。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することが規定された。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実させることが規定された（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）。
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方（国語科）、数学を学習や生活で生かすこと（算数科、数学科）等、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実させることが規定された。

(2) 千葉県の状況

① 「第３次千葉県特別支援教育推進基本計画」、「第３次県立特別支援学校整備計画」の策定

千葉県教育委員会では、平成15年から３年間、「ノーマライゼーションの進展に対応した障害児教育の検討会議」を設置し、千葉県の今後の特別支援教育の在り方について審議を重ね、平成18年３月に「千葉県の特別支援教育の在り方について（提言）」（最終報告）を行った。

これを踏まえ、千葉県教育委員会は、平成19年３月、障害のある幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築を目指した、今後５～10年間の千葉県における中・長期的な計画である「千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定した。

そして、平成28年度には、「千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間が終了したことから、この基本計画に示した本県特別支援教育推進の考え方を引き継ぎ、新たな課題への対応を図るとともに、本県の特別支援教育の一層の充実を図るため、平成29年10月「第２次千葉県特別支援教育推進基本計画」（以下、「第２次計画」という。）を策定した。

さらに、国が示す共生社会の形成に向けた特別支援教育の理念を踏まえるとともに、「第２次計画」の基本的な考え方を引き継ぎつつ、近年の社会状況の変化や新たな課題に対して適切な対応を図るため、令和４年３月「第３次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定した。その基本的な考え方については以下の４点としている。

- ・障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

前述した特別支援教育推進の基本的な考え方を踏まえ、「第3期千葉県教育振興計画」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、次の5つの重点項目で構成し、その下に25の「主な施策」、さらに130の「具体的な取組」を配置した。

- I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実
- II 特別支援学校の整備と機能の充実
- III ICTの利活用による教育の質の向上
- IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
- V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

一方、県教育委員会では平成23年3月に策定した「県立特別支援学校整備計画」に引き続き、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定し、過密状況への対応を進めてきた。各地域の過密状況について、現在の在籍者数や学部、普通学級、重複学級等の構成から各地域の受入規模を見直した上で、今後、10年間を見通してみると、今後も県立特別支援学校の受入規模を大きく上回る在籍者数が見込まれることから、現在の過密状況が継続するものと考えられる。また、令和3年9月には特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準である「特別支援学校設置基準」が国から公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要がある。

このような課題に対応するため、第2次県立特別支援学校整備計画に続く計画として、令和4年3月「第3次県立特別支援学校整備計画」を策定した。

② 千葉県の特別支援教育に関する条例

ア 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」平成19年7月1日施行

本県では、全国に先駆けて平成18年10月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定した。この条例では「不利益取り扱い」と「合理的な配慮の欠如」の2種類を障害のある人に対する差別とし、具体的に示すとともに、差別の解消に向けた仕組みを定め、差別のない地域社会の実現、一人一人の違いを認め合い、尊重し合う千葉県づくりを目指している。

また、条例では、身近な相談役としての地域相談員、その地域相談員と相談活動を総括する広域専門指導員、調整が必要な場合に開催される障害のある人の相談に関する調整委員会など、相談解決の仕組みが整備されている。

イ 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（手話言語条例）」平成28年6月28日施行

手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話等の普及の推進を図り、さらに県民の聴覚障害者の意思疎通のための手段に対する理解を深めることを目指した条例である。

条例の第12条では、聴覚障害児が手話等を学び、又は手話で学ぶことができるよう教職員の手話等に関する技能向上を図るうえで必要な措置を講ずることについて、学校の設置者の努力義務を規定している。

【参考】（学校における手話等の普及）

第12条

聴覚の障害のある幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児」という。）が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚障害児がその特性に応じた手話等を学び、又は手話等を用いて各教科若しくは各領域を学ぶことができるよう、教職員の手話等に関する技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援教育の理念

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月）において、特別支援教育の考え方や理念について示されてきたが、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月）において、これらをまとめた形で、次のように示されている。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

特別支援教育の重要な視点として、以下のような点があげられる。

- ・LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒を含む特別な支援を必要とするすべての障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うものである。いわゆる、「障害の程度に応じた特別な場での教育」から「障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育」への転換である。
- ・特別の場だけで、特別の教員だけで、特別の指導が行われるのではなく、すべての学校において、学校全体で、他機関とも連携しながら、障害のある幼児児童生徒に適切な指導を行うものである。以前の特殊教育は、障害の種類や程度に応じて盲学校、聾学校、養護学校や特殊学級等の特別な場で指導を行ってきたが、特別支援教育では、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を整備する必要がある。つまり、通常の学級においても教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行っていくことが求められている。

3 合理的配慮と基礎的環境整備

(1) 合理的配慮の定義

平成24年の中教審初等中等教育分科会報告によれば、教育における合理的配慮とは、次のように定義されている。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

したがって、障害のある幼児児童生徒の学習が保障されるよう、障害の状態や教育的ニーズに応じて提供される指導・支援は、合理的配慮の一環と捉えることができ、これまで、特別支援教育の下で行われてきた特別な教育的支援の多くが、合理的配慮に該当すると考えられる。

(2) 合理的配慮提供までのプロセス

合理的配慮を提供するためには、一人一人の障害の状態や教育的ニーズを的確に把握し、校内体制を整えることや、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用することなど、特別支援教育を推進する際に重要とされてきたことを着実に実施していく必要がある。合理的配慮提供までの基本的な流れは以下になる。

- ① 文書又は保護者会等での保護者への周知
- ② 本人・保護者からの意思の表明（申し出）の収受
- ③ 調整（合意形成）・検討の実施

ア 校内で検討

- ・幼児児童生徒にとって必要とされる合理的配慮であるか
- ・体制面、財政面から均衡を失した又は過度の負担になっていないか
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか

イ 保護者との合意形成（建設的な対話と代替案の検討・提示）

- ④ 決定・提供

ア 個別の教育支援計画に明記し、校内連携や学校間連携（引継ぎ）のツールとして活用

- ⑤ 評価・見直し

ア 十分な教育が提供できているかという視点で評価

イ 適切な支援の継続のために引継ぎ等に活用

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとしている。よって、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとしているので、「できない」こともあり得るとしている。その場合は、引き続き十分な情報提供を行うとともに、幼児児童生徒に十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていくことが重要となる。

また、政府の基本方針には意思の表明がない場合について「意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい」とあり、意思の表明の有無にかかわらず、その障害のある幼児児童生徒が十分な教育を受けられるかで、提供の判断をすることが大切である。

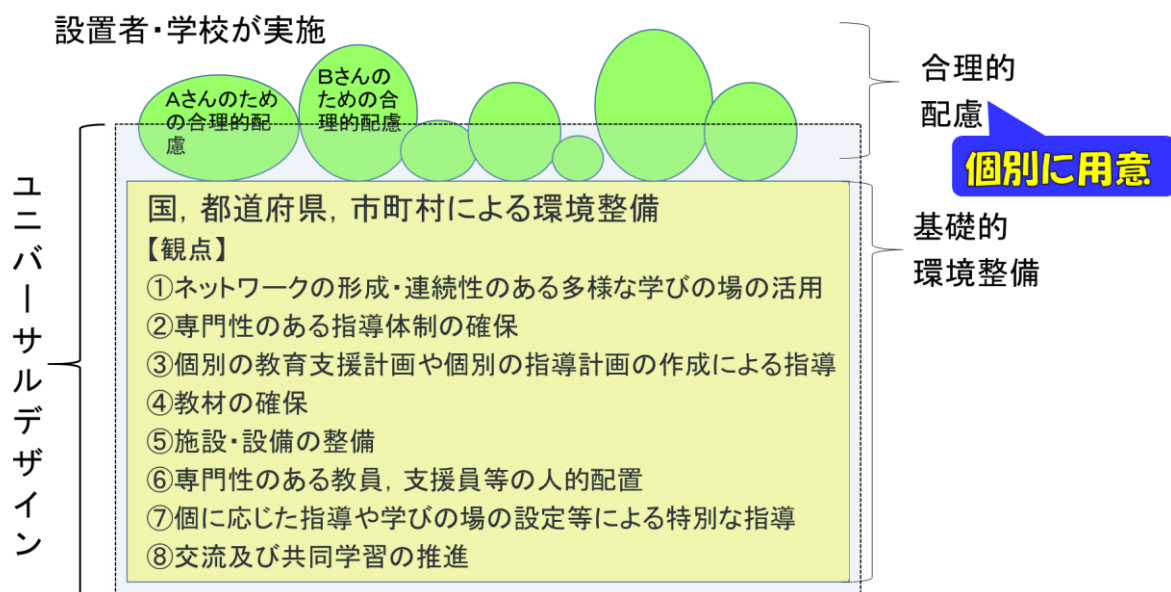
(3) 基礎的環境整備

合理的配慮は、障害のある幼児児童生徒に個別に必要とされるもので、それを提供するための基礎となる環境整備が基礎的環境整備として位置付けられ、次のように定義されている。

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

基礎的環境整備は、国・都道府県・市町村が財政措置により実施するものとされているが、学校等においても、例えば、一人一人を大切にする学級経営や特別支援教育のための校内体制の整備、関係機関との連携などは、障害のある幼児児童生徒が、充実した学校生活を送る上で基礎となる取組であり、基礎的環境整備の一環と考えられる。

【合理的配慮、ユニバーサルデザインと基礎的環境整備のイメージ図】



<引用・参考文献>

- 1) 特別支援教育の推進について（通知）（文部科学省） 平成19年4月
- 2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要（中央教育審議会初等中等教育分科会） 平成24年7月23日
- 3) 教育支援資料（文部科学省） 平成25年10月
- 4) 合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～（千葉県教育委員会）平成29年3月
- 5) 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（文部科学省） 平成29年7月
- 6) 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画・第2次県立特別支援学校整備計画（千葉県教育委員会） 平成29年10月

- 7) 特別支援学校 幼稚園教育要領 小学部・中学部学習指導要領（文部科学省） 平成30年3月
- 8) 高等学校学習指導要領（文部科学省） 平成30年3月
- 9) 特別支援学校高等学部学習指導要領 平成31年2月
- 10) 合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～（千葉県教育委員会）
平成31年3月
- 11) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（文部科学省）
令和3年6月
- 12) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画・第3次県立特別支援学校整備計画（千葉県教育委員会） 令和4年3月

Ⅱ 特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育の推進のためには、校長や園長のリーダーシップの下、全校（園）的な支援体制を確立し、組織的に、障害のある幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援に努めていかなければならない。また、各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めることや、特別支援教育に関する正しい理解を広めるよう努めること、地域の協力体制の構築を推進すること等が求められている。

現在、教育委員会、国立大学法人及び学校法人、各学校等において以下のような体制の整備及び必要な取組等が実施され、特別支援教育の推進が図られているところである。

1 学校における支援体制整備

- ☐ 校内委員会の設置と機能の活性化
 - ☐ 特別支援教育コーディネーターの複数指名と活用
 - ☐ 適切な教育課程の編成
 - ☐ 交流及び共同学習の推進
 - ☐ 教員の専門性の向上のための研修の推進・充実
 - ☐ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、活用
 - *特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については全員作成し、効果的に活用する。
 - また、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒についても作成し、活用に努める。
 - ☐ 個別の指導計画の作成、実施、評価、改善（PDCAサイクル）
 - ☐ 特別支援学校や関係機関、保護者との連携、特別支援アドバイザー等の活用
- なお、学校における支援体制整備については次頁の【学校の取組進捗チェックリスト（小学校例）】を参考にされたい。

2 県や市町村における支援体制整備

- ☐ 特別支援教育を推進するための計画の作成
- ☐ 障害のある幼児児童生徒への望ましい対応を示す専門家チームの設置
- ☐ 要請に応じて学校を巡回して支援する巡回相談の実施
- ☐ 特別支援教育の研修の推進
- ☐ 関係機関との連携協力を図る特別支援連携協議会の設置
- ☐ 早期からの教育相談・支援の充実と広報
- ☐ 障害のある幼児児童生徒の学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員等の配置

なお、教育委員会及び学校において支援体制を整備する際には、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」（平成29年3月文部科学省）を参考にされたい。

また、合理的配慮の提供にあたっては、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（ホームページ上に掲載）、千葉県教育委員会の「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」（平成29年3月）、「合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能

性のある生徒の事例を中心に～」(平成31年3月)の資料を参考にされたい。

【学校の取組進捗チェックリスト(小学校例)】※学校の実状に合わせて活用

項 目	具体的な内容	分 担
基礎・基本	・障害特性等について研修・文献等を通じて理解 ・特別の教育課程の編成について、特別支援教育指導資料等を参考に理解 ・学校の体制の実態把握、推進の方針の明示、計画立案 ・学校評価の実施、改善 ・推進しやすい雰囲気作り(報告・相談・協議しやすい雰囲気)	
支援組織の確立・機動性の確保	・特別支援教育コーディネーターの指名(複数指名) ・担当者への役割の説明 ・校内委員会の設置、年間計画の立案 ・支援チームの編成、実働 ・担当者への相談支援	
指導・支援ツールの確立	・児童の実態把握(資料の確認・授業参観) ・特別の教育課程の編成 ・保護者面談 ・教育相談(保護者・本人・職員) ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成 ・実施、評価、改善 ・情報の整理引継ぎ	
授業及び学級経営の改善・充実	・指導体制の確立 ・学級経営方針の立案 ・担任以外の指導担当者の選定 ・具体的な支援策の実施、評価、改善 ・授業研究会の実施	
支援のための連携推進	・専門機関等との連絡調整 ・専門機関等からの助言・支援等活用(研修・支援会議等) ・外部関係機関との連携に関するチェック (スムーズな連携のための留意事項等) ・近隣校との情報交換 ・幼稚園・中学校等との連携 ・教育委員会への進捗状況の報告と体制整備に必要な支援、システム構築の要請	
理解啓発の推進	・PTA集会や学校便り等を通じた保護者への情報提供、学校の取組の周知(合理的配慮の提供について) ・校内研修会(合理的配慮、ユニバーサルデザイン 等) ・特別活動、総合的な学習の時間等での学習	

【小・中学校の特別支援教育コーディネーターの役割】

- ☐ 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
- ☐ 各学級担任への支援
- ☐ 巡回相談員や専門家チームとの連携
- ☐ 学校内の児童生徒の実態把握と情報収集の推進

<引用・参考文献>

- 1) 特別支援教育の推進について（通知）（文部科学省） 平成19年4月
- 2) 合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～（千葉県教育委員会）平成29年3月
- 3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（文部科学省） 平成29年3月
- 4) 小学校学習指導要領（文部科学省） 平成29年7月
- 5) 合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～（千葉県教育委員会）平成31年3月
- 6) インクルーシブ教育システム構築支援データベース（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）